

【解約合意書】

「フランチャイズ契約の実務と書式」(2011年版) 165頁

解約合意書

株式会社〇〇〇(以下、「甲」という。)及び、〇〇〇〇(以下、「乙」という。)と〇〇〇〇(以下、「丙」という。)は、甲乙間の平成〇年〇月〇日付「〇〇〇フランチャイズチェーン加盟契約書」(以下「本契約」という)の解約について、下記の通り合意する(以下、「本解約合意」という。)

記

1. 甲と乙は、双方の合意により、平成〇年〇月〇日(以下、「解約日」という。)をもって本契約を解約し、将来に向かって終了させる。
2. 乙は、解約日以降、本契約に基づくフランチャイジーとしての一切の権利を失い、本件店舗における「〇〇〇」事業を中止する。
3. 甲と乙は、解約日における、商品代金債務、ロイヤルティ債務等の本契約に基づく乙の甲に対する債務を確認し、乙は、平成〇年〇月〇日限り、甲に対して、当該債務を弁済する。
4. 乙は、解約日から〇日以内に、以下の措置を完了する。
 - ① 前項の債務の他、本契約、関連契約その他の合意に基づき乙が甲に対して負担する全ての債務を弁済すること。
 - ② 甲が本契約に基づき使用を許諾した甲の商標および標章の使用を全て停止し、本件店舗の内外装、設備、機器、什器等及び備品等から、甲の商標、標章その他「〇〇〇フランチャイズチェーン」の加盟店であったことを象徴する一切の表示を、抹消・撤去すること。
 - ③ 甲が貸与した別紙物品目録記載の什器備品を、甲に返還すること。
 - ④ 甲が貸与した別紙情報目録記載のマニュアル、書類、CD、写真、その他本FC事業に関する情報が記載された一切の資料(以下、「資料等」という。)及びそれらの写しを、甲に返還または甲の指示に従い廃棄すること。
5. 乙が前項第2号ないし第4号の措置を迅速に行わない場合、甲又はその代理人は、本件店舗及び乙の事業所に立ち入り、乙の費用負担をもって、内外装や什器備品から甲の商標等を抹消または撤去し、資料等を持ち帰り、その他必要な措置をとることができる。
6. 甲は、乙の甲に対する債務と乙が預託している加盟保証金(金〇万円)とを対等額で相殺することができ、相殺後に加盟保証金の残額があれば、その残額を乙に返還する。但し、甲は、乙が第3項及び第4項の措置を全て完了するまで、加盟保証金残額の返還を拒むことができる。
7. 本解約合意書締結後も本契約所定の秘密保持義務(本契約第〇条)は存続し、乙は、本件店舗の運営に関して甲から提供を受けた営業用の秘密及びノウハウを、直接的か間接的かを問わず、いかなる第三者に対しても開示してはならないものとする。
8. 本契約所定の競業禁止義務(本契約第〇条)は平成〇年〇月〇日まで存続し、乙は、その

名義・態様の如何を問わず、直接又は間接的に、〇〇〇フランチャイズチェーン事業と同一又は類似の営業ないし営業の部類に属する取引を行ってはならないものとする。

9. 丙は、本契約及び本解約合意に定める乙の債務を乙と連帯して履行する義務を負う。乙が第2項、第4項2号ないし4号、第7項、第8項の債務を怠ったときは、丙は、それによって甲が被った損害を乙と連帯して賠償する義務を負う。
10. 乙と丙は、本解約合意の存在及び内容を第三者に開示してはならない。
11. 甲乙丙は、本件に関し、甲と乙、甲と丙の間には、本解約合意に定めるものの他は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成 年 月 日

甲 印

乙 印

丙 印